

酪農学園大学学生の留学に関する規程

制 定 1982年5月20日

最終改正 2015年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第26条及び第34条の規定に基づき、酪農学園大学（以下「本学」という。）の学生の留学について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程に定める留学とは、学群教授会の許可を得て、外国の大学等で本学における1学期相当期間又は1年在学し、学修することをいう。

2 留学の種類は、次のとおりとする。

(1) 「協定留学」とは、本学と協定を締結した大学への留学を言う。

(2) 「認定留学」とは、前号以外の大学への留学を言う。

(3) 「休学留学」とは、修学等の理由により、学籍上休学したうえで、第1号又は第2号の大学へ留学することを言う。

(外国の大学等)

第3条 外国の大学等とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関をいう。

(留学資格)

第4条 留学の資格は、修学状況が良好であり、受入期間の指定する当該外国語能力の基準等を満たしていなければならない。

(留学に必要な手続き)

第5条 留学を希望する者は、所定の留学願を当該学群の学群長に提出しなければならない。

2 前項の留学願には、原則として、受入機関の入学又は聴講等の許可書を添えなければならない。

(留学許可)

第6条 留学の許可は、学群長に願い出て、学長の許可を得る。

(留学期間等)

第7条 留学の期間は、原則として1年以内とする。

2 協定留学並びに認定入学の場合、前項の期間を修業年限に算入する。

(留学費用)

第8条 留学の費用は、すべて学生の負担とする。

(留学期間中の授業料等)

第9条 留学期間中の本学の授業料等は、納付しなければならない。但し、実学充実費は免除する。

2 前項の規定に係らず、学業および人物に優れた者の場合、留学期間中の授業料の全額又はその一部を免

除することがある。

- 3 前項の免除に関する必要な事項は、別に定める。
- 4 休学留学については、前3項は適用しない。

(留学報告)

第10条 学生は、次の書類を帰国の日から1か月以内に学群長に提出するものとする。

- (1) 留学に関する報告書
- (2) 留学中の学業成績証明書

(単位認定)

第11条 留学中に修得した授業科目並びに単位の認定については、学群教授会の議を経て、学長が決定する。

- 2 前項により認定された単位数は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとする。

(卒業の延期)

第12条 留学期間中に卒業の要件を満たす者が引き続き在学を希望する場合には、本学における卒業を1学期間延期することができる。

(留学許可の取消し等)

第13条 留学先での修学状況が不良若しくは留学を不相当と認める事由がある場合は、学群教授会の議を経て、学長が留学を取消す。

- 2 前項により、留学許可が取り消された場合は、当該留学期間は修学年限に算入しない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、1982（昭和57）年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、1990（平成2）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004（平成16）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005（平成17）年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007（平成19）年7月5日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。
- 2 2014（平成26）年度以前の入学生は従前の規程とする。